

第1回熊本県における医療費の見通しに関する計画検討委員会 会議次第

日時：平成29年1月20日（金）15：00～

場所：熊本県庁行政棟本館5階審議会室

1 開会

2 県健康福祉部健康局長挨拶

3 会長選出

4 議題

(1) 「熊本県における医療費の見通しに関する計画」について

「熊本県における医療費の見通しに関する計画」について

資料1

(2) 「第2期熊本県における医療費の見通しに関する計画」の進捗状況について

「第2期熊本県における医療費の見通しに関する計画」の進捗状況及び取組み実績

資料2

「第2期熊本県における医療費の見通しに関する計画」の概要

資料3

「第2期熊本県における医療費の見通しに関する計画」

参考資料1

熊本県の医療費を取り巻く現状

参考資料2

(3) 第3期医療費適正化基本方針（国の方針）と「第3期熊本県における医療費の見通しに関する計画」のたたき台について

医療費適正化基本方針について（厚生労働省保険局資料）

資料4-1

医療費適正化基本方針案の概要について（厚生労働省保険局資料）

資料4-2

「第3期熊本県における医療費の見通しに関する計画」のたたき台

資料5

5 閉会

熊本県における医療費の見通しに関する計画検討委員会委員名簿

任期：平成28年11月17日～平成30年11月16日まで

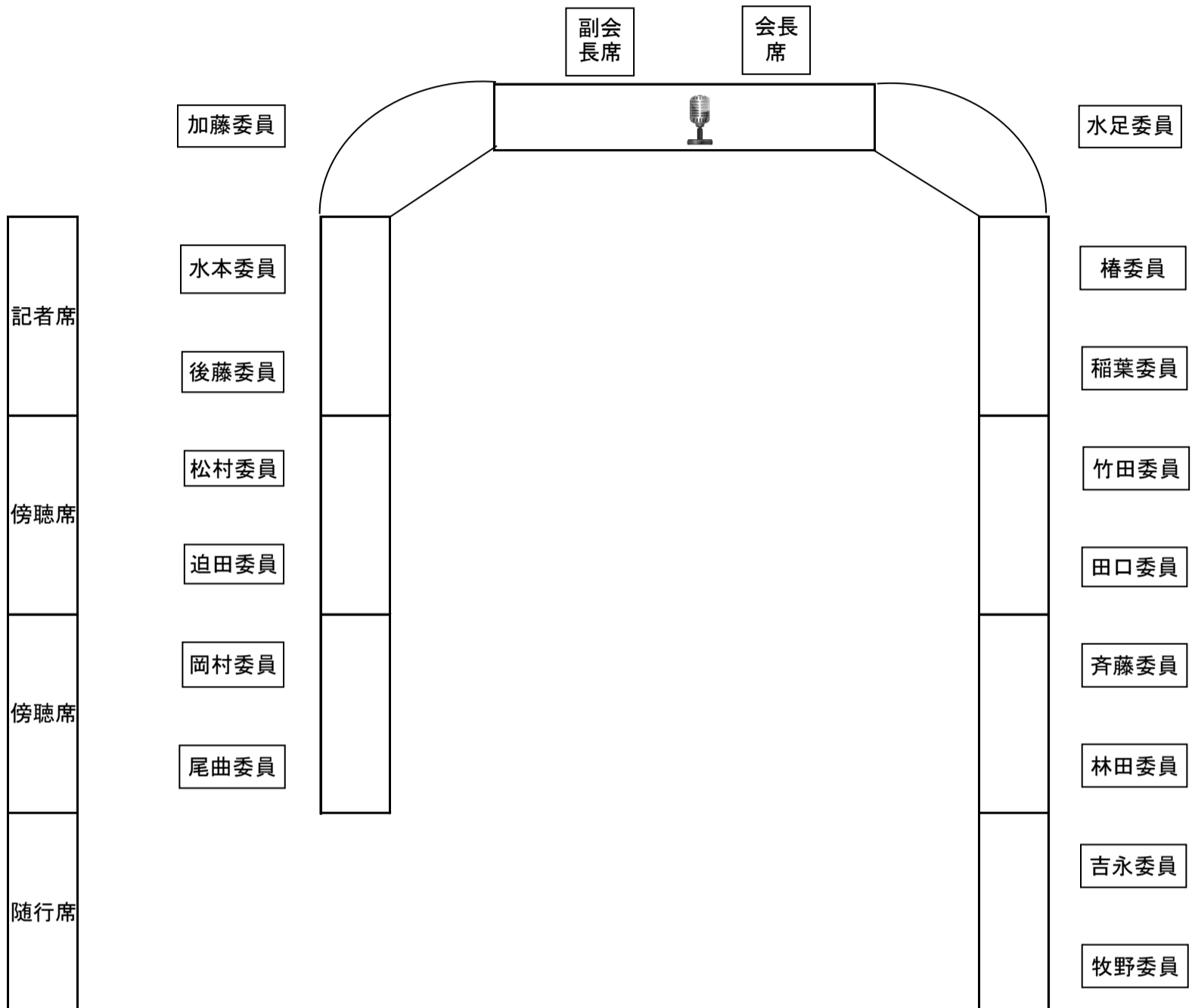
	所属	役職等	氏名
学識経験者	熊本大学大学院生命科学研究部 環境生命科学講座	教授	加藤 貴彦
保健・医療	熊本県医師会	理事	水足 秀一郎
	熊本県歯科医師会	理事	椿 誠
	熊本県薬剤師会	常務理事	稲葉 一郎
	熊本県看護協会	常務理事	竹田 和子
	熊本県集団検診機関連絡会	熊本県総合保健センター 保健指導部健康指導課長	田口 清美
保険者	全国健康保険協会熊本支部	支部長	斉藤 和則
	健康保険組合連合会熊本連合会	事務局長	林田 千春
	熊本県後期高齢者医療広域連合	事務局長	吉永 和博
	熊本県国民健康保険団体連合会	常務理事	牧野 俊彦
行政	熊本県市長会	玉名市健康福祉部 保険年金課長	水本 明子
	熊本県町村会	益城町いきいき長寿課長	後藤 奈保子
	熊本県市町村保健師協議会	会長	松村 玲子
	熊本県健康福祉部	医監	迫田 芳生
被保険者	日本労働組合総連合会 熊本県連合会	事務局長	佐々木 義博
	熊本県老人クラブ連合会	女性委員会委員	岡村 エツ
	熊本県地域婦人会連絡協議会	県理事 球磨郡婦連会長	尾曲 恵子

(敬称略、順不同)

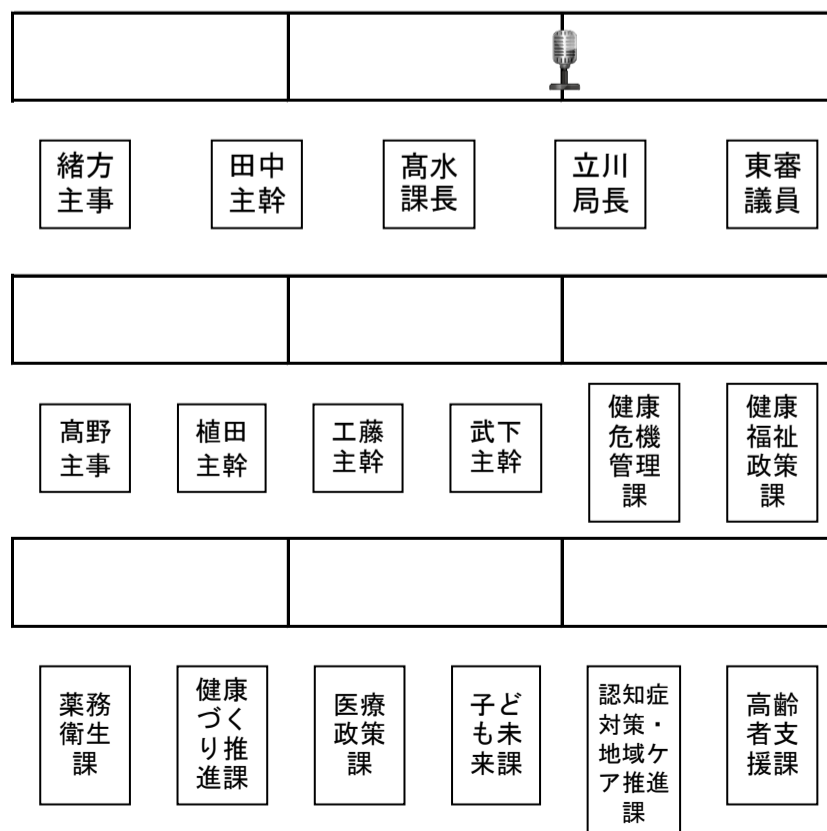
第1回熊本県における医療費の見通しに関する計画検討委員会 配席図

日時:平成29年1月20日(金)15:00~

場所:熊本県庁行政棟本館5階 審議会室



事務局



熊本県における医療費の見通しに関する計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第9条第1項に規定する医療費適正化を推進するための計画を検討することを目的として、熊本県における医療費の見通しに関する計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 熊本県における医療費の見通しに関する計画の策定に関すること
- (2) その他医療費の適正化に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は原則として20人以内で、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 保険者
- (4) 被保険者
- (5) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は、依頼の日から2年間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月26日から施行する。

会長及び副会長の選任について

熊本県における医療費の見通しに関する計画検討委員会設置要綱（抜粋）

（会長）

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
 - 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

- 第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

会 長	
副会長	